

平成23年度 第6回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成24年2月10日（金）
午後1時30分～2時14分
場所 流山市ケアセンター第1研修室

1 次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議題

- ア 流山市地域福祉計画（案）パブリックコメント意見・市の考え方について
- イ 流山市高齢者支援計画（案）パブリックコメント意見・市の考え方について
- ウ 流山市障害者計画（案）及び流山市第3期障害福祉計画（案）パブリックコメント意見・市の考え方について
- エ 答申書（案）について
 - （ア）流山市地域福祉計画の策定について
 - （イ）流山市高齢者支援計画の策定について
 - （ウ）流山市障害者計画及び流山市第3期障害福祉計画の策定について
- オ その他

2 配布資料

- (1) 流山市地域福祉計画（案）パブリックコメント意見・市の考え
- (2) 流山市地域福祉計画（案）修正一覧
- (3) 高齢者支援計画（案）パブリックコメント意見・市の考え
- (4) 流山市障害者計画（案）及び流山市第3期障害福祉計画（案）パブリックコメント意見・市の考え
- (5) 流山市障害者計画（案）及び流山市第3期障害福祉計画（案）修正一覧
- (6) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進行管理

3 出席者

議長・・・中 登（会長）

委員・・・中村 美加 漆原 雄一 池上 諄一 鎌田 洋子
松本 裕美 落合 洋子 小金丸 孝裕 寺田 伸一
鈴木 五郎 白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 吉田 康彦 健康福祉部次長兼健康増進課長 井上 透
健康増進課課長補佐 続木 田鶴子
健康福祉部次長兼高齢者生きがい推進課長 河原 智明
介護支援課介護給付係長 菊池 義博 介護給付係主事 針替 慶司
障害者支援課長 増田 恒夫 障害者支援課課長補佐 古林 泰子
社会福祉課長 村越 友直 福祉課健康福祉政策室長 宮本 晴朗

健康福祉政策室主査 市川 充宏

傍聴者・・・なし

4 議事録

【司 会】 社会福祉課長 村越友直

【挨 拶】 中 登

【質 疑】

(1) 流山市地域福祉計画（案）パブリックコメント意見・市の考え方について
（事務局の説明）

議 長： 事務局から説明がありました。質問等がありましたらお願いいたします。

議 長： 特に意見がないようなので、パブリックコメントを踏まえた計画の修正については了承としますでよろしいでしょうか。

異議なしの声

(2) 流山市高齢者支援計画（案）パブリックコメント意見・市の考え方について
（事務局の説明）

議 長： 事務局から説明がありました。質問等がありましたらお願いいたします。

議 長： ありませんか。なければ高齢者支援計画（案）については了承としますのでよろしいでしょうか。

異議なしの声

(3) 流山市障害者計画、第3期流山市障害福祉計画（案）パブリックコメント意見・市の考え方について

（事務局の説明）

議 長： 御意見がありましたらお願いいたします。

漆原委員： 計画の基本理念の障害者の対象を変えたということですが、発達障害、高次脳機能障害の文言をなんで消してしまったのか。理由は何なのか。今後、新しい障害がわかってくる中で、法律の言葉だけではカバーできない部分が出てくるものと思われる。私は、この計画を初めて見たとき

に、発達障害、高次脳機能障害という言葉が載っていたので進んできたなと思いました。このような言葉を明記することで新たな視点が生まれると思います。法律の観点からではなく、もう一歩進んだ観点から計画を進めて行って欲しいと思います。

増田課長： 変更前は発達障害、高次脳機能障害に限定していました。発達障害を含むということで高次脳機能障害やその他の心身機能の障害を有する者に改めさせていただいて、より広い障害を捉えて計画の対象に含むよう書き換えてさせていただきました。

漆原委員： 言葉尻を捉えているだけかもしれませんが、そのほかの前に高次脳機能障害を入れて、高次脳機能障害やその他の心機能の障害があるものというように、改めることは出来ないのでしょうか。

増田課長： この文言というのは、障害者基本法の第2条の定義をそのまま引用しています。今までは法律を略して記載させていましたが、法律そのものの定義を用いました。計画書の中には、発達障害、高次脳機能障害を含め、それ以外の障害の方も対象に含むというより広い意味で修正をさせていただきました。

漆原委員： 個人的な見解かもしれませんが、書いてあることについては一生懸命やっただけ、書いてない場合については冷たい場合があります。あいまいところで十把一絡げになってしまうので文言を書くことによって認知されてくるのかと思います

議長： 事務局の説明は発達障害、高次脳機能障害を計画の対象から除外したということではなく、むしろ発達障害、高次脳機能障害も含めたより広範な対象を計画に含むということで、法律の文言をそのまま引用したということですが、ほかの委員から意見はありますか。

鈴木五郎委員： 事務局の提案通りで良いと思います。何十とある難病の患者さんとか様々な障害があって、障害者福祉法に該当するかしないかは国の通知の段階から分別されてきますので、障害者基本法の法文がそのまま載っていたほうが市民としては安心感があると思います。1, 2の文言でその他の障害が排除されるということがあってはまずいと思います。

議長： 他に意見はありますか。

落合委員： 鈴木委員の意見に賛成です。確かに修正前のほうがよくわかると思うのですが、幅広く見るには、その他のを入れていただいたほうがよいと思います。漆原委員のご指摘のように、その他とすることで行政の取り組みに具体性が欠けるのであれば、行政においてそのようなことがないように取り組んでいただければよいのではないかと思います。

小金丸委員： 啓発の意味で文言を入れたほうがよいというのもわかるのですが、広く計画の対象を捉えるということでは、修正後の法律の文章を引用した形の方がよいと思われます。

議 長： 計画の対象については事務局の改正後の案のとおり、法律の文言を引用する形でよろしいでしょうか。

はいという声

(4) 答申書(案)について

議 長： (4) 答申書(案)についてです。このことにつきましては、ア. 地域福祉計画の策定について、イ. 高齢者支援計画の策定について、ウ. 障害福祉計画の策定について、を、前回ご提示させていただいております。前回配付された答申案はお持ちでしょうか。

(事務局の説明)

議 長： 本日、答申書の内容について追加、または修正したい事項等がありましたらお聞かせください。3計画合わせて、ご意見をいただきたいと思っております。何かございませんか。

議 長： 意見等はありませんか。無いようですので、前回ご提示させていただいております案により、後日市長に答申させていただきますがご了承いただけますでしょうか。

異議無しの声

(7) その他

議 長： その他で何かございますか。

(事務局より、前回の指摘事項を含め次世代育成支援計画の進行管理について説明)

議 長： 事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

鈴木五郎委員： 前回失礼な言い方をして申し訳なかったのですが、私が指摘したことは、平日昼間の保育サービス以下、全項目にわたってのことで、たとえば、学童クラブでいえば、箇所数は記載されているが、何人が利用しているのかとか知りたいと思って伺ったので、たとえばとして強調して言った(1)についてだけ人数が入りましたとして、他は相変わらず箇所数だけで、これでは何もわかりません。特に何か必要として言ったのではないので、もうこれ以上は結構ですけれども、一番最後に保育所の定員が載っているのは参考になります。審議会にこういう対応をするのかということではびっくりしました。委員が言った意見をほとんど相手にしないで1項目だけ数字を出してきて後はそのままというのは、市役所というのはずいぶん失礼な仕事をするのだなと思いました。

議 長： 何箇所ではなくて、その詳細について、掲示するというのではなく

て審議する上で、委員の皆さんに補足説明をして欲しいということですか。

鈴木五郎委員： たとえば、学童保育であれば、15箇所といわれただけでは実態はよくわからないので、母親が働いていて、学童保育に預けている子どもは、1箇所あたりどのくらいいるのかとかもう少し実態が分かるような説明がないと、このようであれば議論にも何も掛けないほうがよいと思います。

議長： 審議するにあたって、具体的な補足資料等を提示していただきたいと。

吉田部長： 次回、今お示ししましたけれど、冒頭、申し上げたとおり、担当の職員が他の会議と重複して出られませんでしたけれど、説明にあたっては客観的な事実、実態を細かく説明できるよう、また、資料を提示していくよう私も努力していきますので、今回そういったことがあったことを関係部署に伝えておきます。

鈴木五郎委員： 新聞を読んでいると、総合子ども園の記事がよく出てきて、これが具体化してくるとすぐに関わってくる問題なので、子ども園とはどのようなものなのかとかいろいろ知りたいことがありますので、よろしく願いいたします。国の施策動向などを踏まえ、検討に必要な情報などは広く提示していただきたい。

議長： 事務局のほうでよろしく願いしたいと思います。他に何かございますか。ないようですので本日の議事は終了いたします。